

大井川扇状地における散居集落

— その起源と集落型の継承性に関する若干の考察 —

谷岡 武雄

【要約】 駿河・遠江の両国々境に展開する大井川扇状地においては、散居景観が典型的に発達している。かかる集落型の起源について、従来は近世初期の成立にかかると考えられた。しかし筆者らは、居住地の時間的連続性・居住者の系統性・集落型の継承性という三方向から実態調査に基づくアプローチを行ない、いままでとは異なった結論を得るに至った。すなわち、台地の開析谷・扇側や扇裾の一部においては、大治四年の質侶荘立券文案に示されたごとき条里制に基づく土地割が残存している。また、向榛原の一部には堤防で囲われた輪中地地がある。したがって、洪水から比較的に安全な扇状地上位面（微高地）に居住し、しばしば氾濫する同下位面にて水田を営むという生活が、古代から行なわれてきたことは明らかである。しかも文安二年の請状や嘉吉三年の検地目録に記載された名主百姓の系統を引くことができる。現在の散居農家の中に見いだされ、居住者の家系を若干は十五世紀前半まで、ごく一部は十二〜十三世紀までさかのぼることができる。かかる事実のうえに立ち、上記立券文および検地目録、土地所有関係、本家と分家関係を検討した結果、この扇状地の大部分では、散居的開発→氾濫による耕地の荒廃→その再開発という過程が繰り返されたけれども、居住条件が良好なところでは、全体として階層分化が進行し、居住密度が高まりながらも、同じような散居的集落形態が、歴史の諸時期を通じて継承されてきたことが判明した。十五世紀前半以降に見られる集落型の継承は、それ以前の時期においても行なわれたのではなかろうか。世界的に見て、dispersion intercalaire のタイプに属すると思われる日本の散居集落は、古代には集居集落との未分化なたちであらわれ、遠隔地荘園が経営されるような pioneer fringe において、開拓に伴う集落型として顕現するに至ったように考えられる。

史林 五六巻三号 一九七三年五月

一 問 題

東海地方中部の大井川扇状地において、典型的なたちで展開する散居集落は、歴史のいかなる時期に形成されたものであろうか。

かつて小川琢治は、日本の農村集落を垣内式と散布式、すなわち集居タイプと散居タイプとの対照によってとらえ、大井川下流域の集落に触れて、その成立は戦国期よりもさらに新しいものと推定した^①。また、この地域の中でも旧、初倉村（現、島田市）について実態調査を行なった小寺廉吉・岩本英夫は、小川説を一步進めて、寛永四年（一六二七）洪水以前の主流路よりも北側の地域では、散居集落が慶長九年（一六〇四）の洪水以後に成立し、それよりも南側では、寛永四年以後に形成されたものと断定している^②。

扇状地のなかでも比較的扇頂部寄りでは、洪水の被害が著しい旧、初倉村の場合に、散居景観が近世以降に顕著となったことは、容易に理解しうる。しかし、それをもって扇面の全域に及ぼしてはならない。湧水に恵まれ、しかも氾濫の害がさほど大きくない扇裾部では、中世以前に居住された可能性が強いからである。

散居集落の起源が中世およびそれ以前に求められることについては、牧野信之助が礪波平野に関して若干の示唆を与え、金田章裕^④がそれをかなりの程度で実証しており、また、長井政太郎は東北地方の鬼面川扇状地その他において、散居的な在家集落が、かなり古い時期に成立したことを立証している^⑤。筆者自身も、和賀川が北上川に合流する左岸の段丘面において、散居の中世豪族屋敷が分布することを、実態調査によって確かめえた。それに近い胆沢扇状地に関しても、同様なことが明らかにされている^⑥。

永原慶二が行なった入来院の調査では、川内川の中流左岸において、十二〜十三世紀に、いくつかの在家が小村形態をとって居住していたことが明らかとなった^⑦。これは、小村を含めた散居的景観が、中世ならびにそれ以前の時期に成立した事実が、歴史家によって追認されたことを意味する。

大井川とは西へ一つの河間地域を隔てる天龍川の下流域において、乱流する河川の諸流路に挟まれた微高地では、平安末期に疎居的な小村が成立したことを、筆者はすでに明らかにした^⑧。大井川についても、同様な現象が見られないものだろうか。

他方、いままで密居的と考えられてきた条里型集落が、必ずしもそうではなく、いわば疎集塊村的であることが、しだいに明瞭となってきた。たとえば渡辺久雄は、淀川右岸の摂津国垂水西牧榎坂郷について、鎌倉初期の太田文を分析した結果、この条里制施行地域における集落が、『きわめて粗な集中を示す』ことを指摘している。金田章裕は、さらに一歩を進め、条里制の本拠地ともいべき畿内において、奈良・平安期の屋敷配置が、かなり疎状を呈したことを立証した。^④

このように見ていくと、日本の水田農村は最初から条里集落を典型とする密集村落の形態をとり、散居集落はきわめて新しい時代の開拓地域において出現したという考え方は、支持しがたくなってくる。むしろ、当初は集・散未分化な状態を呈したが、たとえば封建体制の進行とか防御的機能の必要性の増大とかのような、社会条件の変化に伴い、一方では集中化の傾向が強まり、他方ではかなりティピカルな散居集落が形成されていった。つまり、ヨーロッパの集落史にみられるような、両形態のかかる分化過程を想定しうるのではなからうか。

もちろん散居集落が東アジアでは歴史の諸時期におけるより新しい開拓地域の集落形態であるとする Max Soller の見解を、筆者は積極的に支持するものである。この考え方を認める以上、散居集落の成立時期を近世初期に限るのは当をえない。特定の時期にのみ散居が出現したわけではないのである。

かくして、条里制と散居集落とはまったく無縁のものではなくなり、また、大井川扇状地における散居集落の成立期についても、かなり巾広い考え方が許されるであろう。

こういう前提に立って、筆者は実態調査を行ない、扇状地集落の原型を探ろうとした。大井川下流域に見られる散居集落の起源はどのあたりに求められるのであろうか。それを明らかにするためには、現在の集落形態の起源を、できうるかぎり古い時期にさかのぼっていかねばならない。この遡及的手法は、

(一) 居住地の時間的連続性

(二) 居住者の系統性

(三) 集落型の継承性

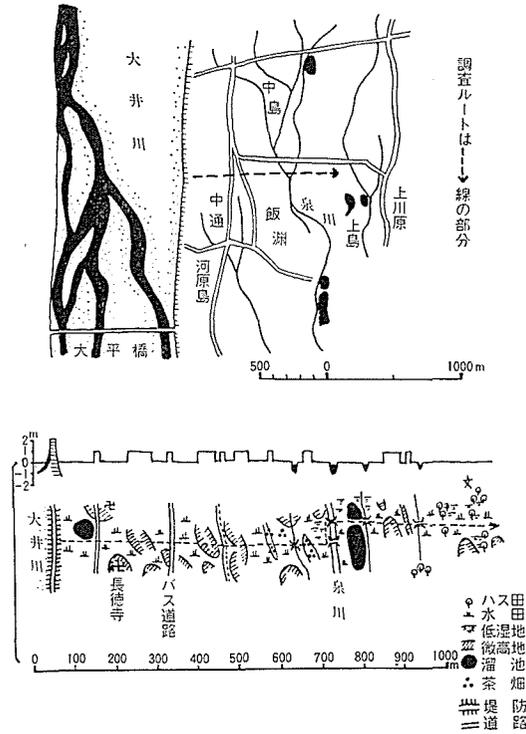
のそれぞれについて適用され、そのいずれもが実態調査の結果と文献資料の検討を通して証明されるならば、散居集落の起源に関し、かなり明るい見通しが得られるであろう。

- ① 小川琢治、人文地理学研究、一九二八、六三〇―六四頁。
- ② 小寺廉吉・岩本英夫、大井川下流の散居制村落、地理学評論、十五、一九・十、一九三九。
- ③ 牧野信之助、散居制並びに環濠部落について、歴史と地理、二七一―二七三、一九三一。
- ④ 金田章裕、礪波平野における中世開発と表土との関連についての若干の考察、人文地理、二二―四、一九七〇。
- ⑤ たとえば長井政太郎、置賜地方の豪族聚落、一九五六。
- ⑥ 池田雅美、胆沢扇状地における開拓過程の歴史地理的研究、人文地理、一八一―一、一九六六。
- ⑦ 永原慶二、中世村落の構造と領主制、稲垣・永原編『中世の社会と経済』所収。
- ⑧ 谷岡武雄、天龍川下流域における松尾神社領池田荘の歴史地理学的研究、史林、四九―二、一九六六。
- ⑨ 渡辺久雄、条里制の研究、一九六八、三四―五頁。
- ⑩ 金田章裕、奈良・平安朝の村落形態について、史林、五三―三、一九七一。
- ⑪ Sorre, Max.: Les fondements de la géographie humaine, Tom. III, L'Habitat, pp. 48-56, 1952.

二 扇状地の地形環境と集落景観

赤石山脈の中央部に源を発し、峡谷をうがちながら山地を縦断して、南南西流のち南南東流する全長一八〇キロメートルの大井川は、東海道の代表的な対向集落、金谷と島田を過ぎると旺盛な堆積作用を行ない、下流域に巨大なデルタ的扇状地を展開している。それは著しい荒れ川であって、いままで数えきれないほど、氾濫の記録をとどめてきた。

現在のように両岸の堤防がやや西寄りに河道を固定するまでは、大井川は左右へかなり自由に乱流し、扇状地を前進させたものと考えられる。『はるばると広き河原の中に、一筋ならず流れ別れたる河瀬ども、とかく入違ひたるに似たり』（東関紀行）とは、数多くの中州とそれらを分けては合する河道とがつくる河床の状況をさすが、それはまた、扇状地全体の地形環境をあらわすものでもあった。



第1図 大井川下流左岸における微起伏の状況

大井川下流域の地形については、門村浩^①および日下雅義^②の研究がすでに発表されている。門村氏の研究は空中写真とボーリング資料に基づいて地形区分を行なったもので、とくに扇央部の網状流跡に詳しい。また、日下氏は、文獻・古地図をも参考にして扇状地の地形を発達の史的に取り扱っており、かなり整理されたかたちで、九つの地形面を区分している。これらの研究のうえに立ち、歴史地理学的観点からする筆者自身の観察結果を付け加えるならば、大井川のデルタ的性格を帯びた扇状地は、およそ次のごとく区分することができる。

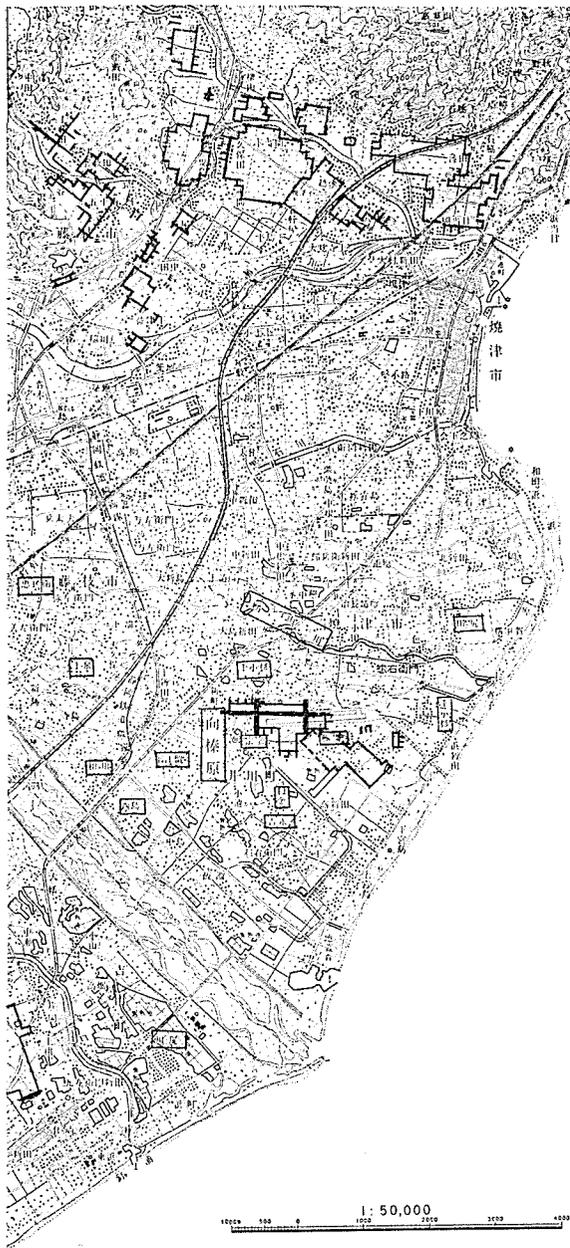
- (1) 洪水の直撃を受けるため、その被害が最も大きい扇頂部。
- (2) 扇状地下位面(網状流跡もしくは低地旧河道)と一部は段丘面化しつつある扇状地上位面(旧中州もしくは微高地)とから成る扇央部。

(3) 泥炭や有機質土が堆積し、長期にわたリバックマーシュ的環境にあった扇側部(牧ノ原台地を開析する谷、北側を流れる瀬戸川との河間地域を含む)。

(4) 第一図のような地形で、氾濫は頻発するが、必ずしも大きくない扇裾部。

(5) ラグーン的な低湿地と砂礫州・砂丘などから成るデルタ的性格の海岸部。

さてこの扇状地を発達させたおまな河道として、日下氏の復原によれば、左岸でほぼ六本、右岸において二本のものが認められる。



部における条里型土地割の分布

それらのうち忠兵衛から田尻へ向かうものが最も長期にわたっており、田尻付近に大きなデルタをつくって、その部分を著しく突出せしめた。この流路は、現在、上流において栃山川に、下流では木屋川にある程度まで引き継がれている。

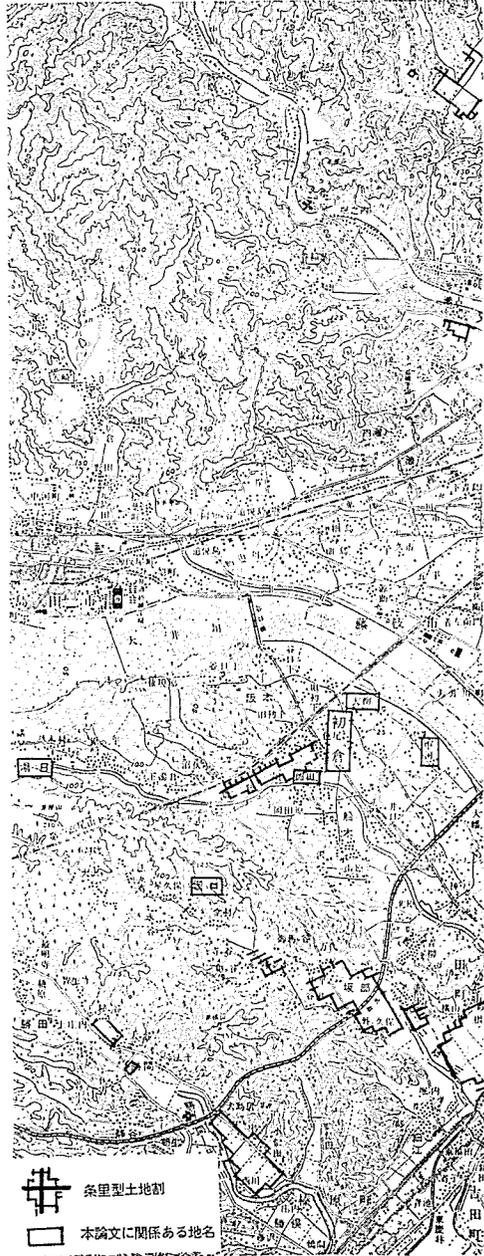
しかしながら、上の流路が主流であることを止めたのはかなり古い時代のもので、寛永四年もしくは慶長九年の洪水により、現在の流路に転じたとする通説^⑤は、当たらないように思われる。というのは、一三三四年(建武元)七月十二日の文書^⑥に、『当寺領遠江国初倉庄内大井河以东鮎河郷江富郷吉永郷藤守郷仰被付寺家也、致知行可被全寺用者、天氣如此依執達

このような地形環境において展開する集落型は、いうまでもなく散居である。かかる集落景観の特色は何か。屋敷が点々と散布する景観の中には何の通則も見いだされぬものか。この点について、筆者は次のようにまとめてみたい。

この本流は、郡制成立期に国・郡境をなしたと考えられる向榛原の北側、すなわち先にあげた忠兵衛―田尻コースを流れていたことが推定できる。

つまり、大井川の本流は、少なくとも十四世紀前半以来、現在と同じく扇状地ではやや西寄りのコースをとっていたことになる。しかも、この南禅寺領四カ郷は、今日では駿河国志太郡であるが、一八七九年（明治十二）以前は上の文書が示すように、遠江国榛原郡に属しており、そのためにしばしば向榛原（十八カ村）とも呼ばれてきた。この事実から、大井川

如件』としるされた四カ郷の遺称地は、現在もまた、大井川の東岸に見いだされるからである。



第2図 大井川扇状地とその周辺

(1) 水田農村的な扇側部、街路村形態の集落が見られる東海道ならびに藤枝から吉田に通じる街道、港湾ならびに漁村的機能をもつ海岸などは、この地域に卓越する分散型ではなく、やや異質的な集居の地域である。かかる集居部はたいがい散居農家に対するサービス機能をもっている。それらの機能に支持されて、個々の農家は安んじて分散しえたともいえる。

(2) 岡村光展の計測^⑤によれば、扇面における一平方キロメートル当たり家屋密度はおおむね三七〇六四戸となつて、他の散居地域に比べてかなり高い値を示している。そのことから、扇状地の社会生活が、密集した水田農村におけるものとはさほどかけ離れた状態にならなかつたように思われる。

(3) 扇面においては、田尻に見られる中世的な『堀之内』を除いて、新田地名が非常に多い。忠兵衛・利右衛門など人名を借りた集落も、かかる新田タイプと考えられる。したがって、中世以前には荒廃地の景観が卓越し、それが近世的開発の対象になつたものとみてよからう。

(4) 個々の散居農家は、かつていわれたように、偶然に散布された点として分布するのではない。よく見れば、それらは扇状地の上流から下流の方へと、ほぼ列状に断続していることがわかる。

(5) 集落の中には、大島・寺島・西島・中島・中ノ島・東島・上ノ島・下ノ島・高島・宮島・蔵島・細島・矢作島・新島・新田島・川原島・河原島などと、島地名の大字に属するものが、扇央部よりも下流において、とくに多く分布する。そしてそれらの集落は、網状流跡にて囲まれた微高地を占居していることに注意する必要がある。

(6) 入船式屋敷もしくは三角屋敷の存在も大井川扇状地の特色であろう。これの敷地は上流の西北西へ向けて鋭角をなした三角状で、鋭角部にマキ・マツ・竹などが植えられ、なかには土堤によって縁どられているものも見いだされる。日下氏の計測によると、その数は五四四に達する。かかる特徴的な屋敷の分布は、扇状地上位面を主とし、地域的には扇頂から扇央にかけてが多い。扇裾部で居住史が古いとみられる藤守地区などに、ほとんど分布しない点が注目される。

① 門村浩、大井川下流平野の土地条件と災害、静岡県防災地学調査報告、一九六七、その他。

② 日下雅義、歴史時代における大井川扇状地の地形環境、人文地理、二二一一、一九六九。

③ 小寺廉吉・岩本英夫、前掲。

④ 南禅寺文書、京都大学国史研究室影写本による。

⑤ 岡村光展、大井川扇状地における近世散居集落の展開、人文地理、二五—三、一九七三。

⑥ 松井勇、礪波平野の一部に於ける散村の分布状態に関する統計的考察、地理学評論、七—六、一九三二。

三 居住地の時間的連続性

扇面に展開する多くの散居集落が、近世の新田開発に伴って出現したものにせよ、一部では、中世およびそれ以前の時期から居住されてきた可能性の強いことは、すでに南禅寺文書が示すごとくである。しからは、扇状地の居住史は、いかなる時期にまでさかのぼることができるか。

縄紋式遺跡や群集古墳が牧ノ原台地の先端部、とくにかつて東海道が通じていたと考えられる旧初倉村の台地に多く分布し、また、弥生式遺跡や土師・須恵器出土遺跡が北側の瀬戸川本・流域に数多く見いだされることは、すでに明らかとなっている^①。かかる先史・原史遺跡に関しては、扇面はほとんど無縁の存在といえる。したがって、古代的開発を示す条里制遺構の存否が、有力な手がかりとなる。

地籍図に基づいてわれわれが明らかにした条里制遺構の分布は、第二図に示すごとくである。それは扇面を避けて、周辺部に多く分布するが、なかでも瀬戸川下流域左岸のものは、かなり広範囲にわたり連続的となっている。ところで、この地域では南北線が $N80 \sim 100^{\circ}E$ 偏する土地割と、 $30^{\circ}E$ 偏する場合とが区別され、前者は駿河国益頭郡、後者は同国志太郡に属するものと考えられる。

他方、牧ノ原を開析する谷は、洪水から比較的に安全であるため、かなり早期に開発された。したがって北からあげると、湯日・坂口谷・勝岡田の三河川流域では、条里制遺構が比較的に広く見いだされる。三地域は相互に隔っているけれ

坪にて終る坪並と里の界線とを、想定することができる。この坪並は、豊田郡の場合と同様である。

以上のように検出しえた土地割が、条里制に關係することを、史料によって、積極的に裏付けられるであろうか。

一一一三年（永久元）十月十四日の遠江守源基俊請文案、同年十月十五日の大藏卿公房請状には、質侶御牧内湯日谷のことがしるされ、さらに一一二九年（大治四）三月二十八日の遠江国質侶荘立券文案によると、それは秦（榛）原郡に属して、円勝寺へ寄進されたものであることがわかる。

しかも大治四年の文書には、『御牧四至内田畠在家山野等目録』がしるされ、田二〇九町九段三杖（見作一八六町二段、田代一七町六段、常荒六町一段三杖）、畠一二六町四段二杖半（見作七五町五段二杖半、畠代二二町三段四杖、常荒二八町五段一杖）、原二一〇町、山五四七町、野二九一町、河原三六〇町、在家二一八字となっていて、条里制に基づき、郷・里ごとに坪名・地名・面積が示されている。いま郷・里などの地名をあげると次のごとくである（一線は現存地名）。

質侶郷 □里（二十九坪）、鶴谷里（三十五、十四十五坪）、大田里（二十五、七、十、十三二十六坪）、神所里

湯日郷 郡部里（二、二坪、四、八坪）、岡田里（二、六坪）、生恵東里（二、四、九、十六坪）、生恵里（二十一坪）、□

里（二、二十坪）、湯日里（二、二十一坪）、深字木里（二、十一坪）、鎌蔵里（二、八坪）、田片世里（二、四坪、一所
……四十七個）

坂口中山、初倉原、荊野、中河河原

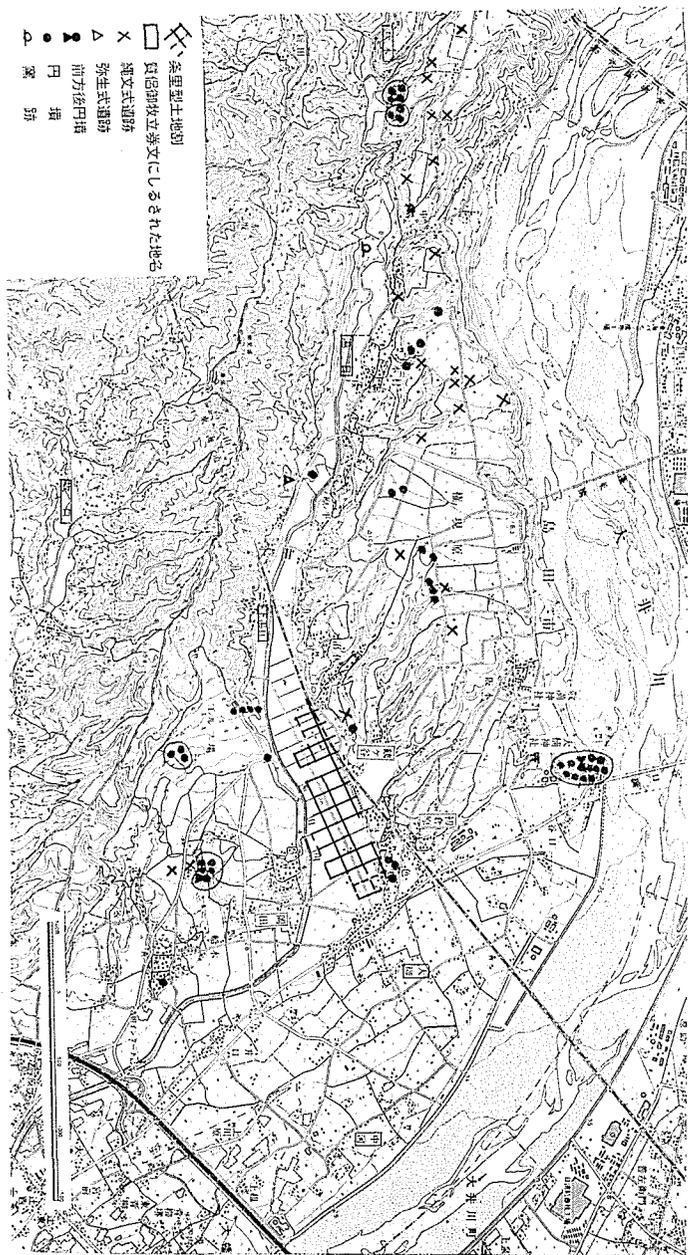
大楊郷

これらの坪名のほかに、南網とか北網とかしるされた個所は里外的な存在であり、また、田片世里に『一所』の標記が多いのは、条里制施行区域からはずれるためであろう。

質侶御牧の位置を金谷町の志戸呂にあてるとあるが、そこには条里制遺構が何ら見いだされない。これに対し、一一二九年（大治四）五月十三日の遠江国司庁宣案は、御牧の四至を次のごとく示している。

限東中河 限南坂口中山并真野崎 限西粟峯宇那河等 限北大井河流并鷹駒

大井川の南で坂口の北側、しかも中河の西ということになれば、先史・原史遺跡の分布密度が高い旧初倉村以外に、牧の旧地を求めることはできない。立券文案にしろされた原・山・野は牧ノ原台地なのである。ここには式内社として知



第4図 旧初倉村付近の先史遺跡・奈良制遺構と文書関係の地名

られた敬満神社・大楠神社が位置している。しかも湯日・岡田・鶴（ケ）谷・中河・初倉原（ただし通称）・坂口は現在の地名にも見いだされ、文書の大楊郷・深字木里は、現在の大柳・吹木（すくぎ）にそれぞれあてることができるといえる。

現在は新幹線が通じる湯日川の谷では、榛原郡方向の条里型土地割がすでに見いだされている。そこは質侶御牧中の岡田里・湯日里とすべきであろう。

このようにして、湯日川の谷では十二世紀に法勝寺領質侶御牧が経営され、一二九九年（永仁七）には南禅寺領初倉庄へと領有者が交代したけれども、そこは古代から一貫して居住されてきた。この谷を出た大井川右岸の氾濫原においても条里型の開発が行なわれたが、大部分は洪水を蒙って荒廃に帰し、近世に再開発されるに至った。しかし、大井川左岸の藤守地区では、たとえ氾濫を受けても、被害が少なく、住民の生活が強固な基盤をもっていたために、条里制の復原力が強く、古代から居住地が連続してきたものと考えられる。

しかもこれらの条里制は、少なくとも八世紀には施行されていた。続日本紀の七七九年（宝亀十）十一月辛巳の条には『駿河国言。以去七月十四日。大雨汎溢。決二郡堤防。壞百姓廬舎。又口田流埋。其数居多。応役軍功六万三千二百餘人者。給粮修築之』^④とあり、これによって、当時すでに駿河国には口分田が存在し、しかも河川流域では条里的開発と氾濫による荒廃とが繰り返されていたことがわかる。それよりも畿内に近い遠江国についても同様なことが想定できよう。

扇側部ではともかく、扇央・扇裾部において居住地の時間的連続性を証拠立てるものが、条里型土地割以外にないだろうか。

この際、扇状地は多数の網状流跡と微高地とから成り、前者は水田耕作に、後者は居住に適している事実を想起すべきである。そのうえ、必要な場合に微高地が堤防によって囲われている。

たとえば一七二二年（宝永八）の古絵図をみると、大井川下流右岸で中州的な土地を占める吉田町神戸（旧、青柳村）は、土堤によって囲まれたように描かれている。それは集落全体を囲む大規模な三角屋敷とでもいえるべきものである。その跡

地は『長ヤブ』と呼ばれており、また、現在の中村家の屋敷自体が高さ九〇センチメートル、幅三五〇センチメートルの竹ヤブが覆う土堤によって囲まれていて、これは古絵図との関連を思わしめる。

さらに、堤防の中には個々の屋敷ではなく、集落全体を取り囲むものが見いだされる。それは糸里制遺構が分布する藤守地区に関するものである。この地区の南東端部では、一九六五年の土地改良事業施行以前に『下ノ堤』と呼ばれる堤防が残っていた。これはかつて存在した『上ノ堤』に対するもので、それらの延長部は空中写真によって追跡され、その結果は藤守地区の主要部、とくに集落を取り囲むことが判明した。つまり藤守は島地形をした輪中ということになる。

この輪中は、北西→南東方向に長軸をもつ紡錘形のもので、約一キロメートル×二キロメートルの範囲を取り巻いており、南西側で一五〇センチメートルの比高を示す島地形のまわりに、さらに数十センチメートルの高さで連なり、集落を洪水から守ってきた。しかもそれは、一四四三年(嘉吉三)の古絵図にも上ノ堤、下ノ堤として示されているのである。

藤守は『田遊び』^⑬の伝統的な行事で知られたところで、そこには宮座も残存しており、社伝では延暦年間創建といわれる大井八幡宮が現存する。この地区に関するかぎり、居住地が古代から時間的に連続してきたことははや癡いを入れえないように思われる。住民は輪中の環境の中で安定した水田農業を営んできた。堤防の外側は彼らにとって居住の困難な『ヌタリ』(沼地の意)であった。

- ① 静岡県文化財保存協会、静岡県埋蔵文化財地図、および静岡県埋蔵文化財包蔵地地名表、一九六五。
- ② 谷岡武雄、前掲。
- ③ 平安遺文、一七九九。
- ④ 同右、一八〇〇。
- ⑤ 同右、二二一九。
- ⑥ 吉田東伍、大日本地名辞書、二五三七頁。
- ⑦ 平安遺文、二二三五。
- ⑧ 庄園志料。
- ⑨ 南禅寺領初倉荘が向榛原はもとより、大井川右岸の旧初倉村の地を占めていたことは、一三九二年(明德三)一月九日の寄進状(南禅寺文書)に、『遠江国初倉庄内西嶋郷并同国坂口郷内坂口山事』とされるされた点より明らかである。
- ⑩ ただし、日本紀略では『汎盜、決二郡堤防』と『又口田流埋』の記事が落ちている。
- ⑪ 中村健次朗氏蔵。なお同家所蔵の天明七年村明細帳には、青柳村の

一家数二〇一軒、人数五〇七人、馬三疋、牛十三疋で、女は『木綿布織申候』とするされている。

⑫ 志太郡誌所収。

⑬ 太田良領治、藤守の田遊の概略、一九六一。

⑭ 太田良領治家文書によれば、九八五年（寛和元）一月十七日に神社の地鎮祭を行なったことが明らかであり、延暦はともかく、十世紀からの歴史をもつことがわかる。

四 居住者の系統性

大井川扇状地の新田集落に居住する人びとの中には、自分たちの祖先が山麓地帯より入植してきたと主張するものがある。しかし、これらを除くと、多少の移動を行なっても、扇状地の同じ大字内に代々住みついてきたものが、相当に多いことがわかる。

向榛原における南禅寺領初倉荘内の百姓が、風損・水入・河押などの災害時における年貢減免について、寺家との間で取り決めを行なった一四四五年（文安二）八月十六日の請状^①が残されている。末尾には五カ郷・村四十二百姓の署名がある。初倉荘は遠隔地荘園のこととて京都の南禅寺では領有しがたく、遅くとも一五〇一年（文龜元）までに『守護押領』となる^②が、そのような結末をみるに至る前段階として、農民側の自治的・郷村的結合の盛り上がりがあった。

黒田日出男によれば、請状に署名したものは、荘内の取得機構を代表するのではなく、郷および村の社会的結合を主体的に支える基本階層としての名主百姓であったと^③考えられている。

ところで、われわれは実態調査によって、これら名主百姓の若干と現在の散居住民との間を、系統的に結び付けることが可能となった。つまり、居住者の系統性のある程度まで主張しうるに至ったのである。

まず、請状の署名者を列挙しよう。

江留郷分（「印は一四四三年（嘉吉三）の検地目録」に記載）^④

大島、三和衛門入道、法明、藤衛門、太郎衛門、道愼、藤兵衛、藤内太郎、六郎衛門、助衛門、四郎衛門、源兵衛

吉永分

大石平左衛門、太郎衛門、孫正、五郎衛門、近□衛門、道久、法心、六郎兵衛、五郎兵衛、栗野

藤守郷分

浄喜、圓貞、六郎次郎、助三郎、五郎三郎、右近太郎、円西、五郎左衛門、太郎衛門、助六郎、徳四郎、正留

河尻分

福寺、次郎十衛門、左衛門太夫、三郎衛門、藤衛門

上江留分

源次郎、浄才、源兵衛

ここにあげられた郷・村は、河尻(現、川尻)を除き、いずれも大井川左岸の扇央より扇裾にかけての地域に位置し、最も重視すべき藤守郷がそれに含まれている。

以下において、われわれが辿りえた家系について、若干の説明を行なうことにしたい。

(一) 大島 現在の下江留に大畑栄家がある。過去帳にしろされた最古の人物の没年は一七七三年(安永二)となっているが、他の資料により先祖は一六九六年(元禄九)にまでさかのぼることができる。ただし、これは孫分家であって、総本家にあたる大畑武兵衛の跡を継いで(カドをもらい)今日に至った。

(二) 藤衛門 下江留の岩谷喜太郎家は、先祖代々藤衛門と呼ばれてきた。横須賀街道の西側に、街路村から孤立した大きな屋敷跡が残っている。過去帳では天正年間(一五七三〜九二)に没した人物が最も古い。

(三) 藤兵衛 下江留に東隣する宗高に加藤重之家がある。この家の屋号は堂前となっているが、先祖が藤兵衛と重兵衛とを交互に襲名してきた。残念ながら一六九九年(元禄十二)までしか系統を辿ることができない。

(四) 源兵衛 これには二つの可能性が一応考えられる。一つは下江留の川村太郎家の系統である。ただし、これは直

系ではない。総本家のほうは東京に転住したが、もとは源兵衛と呼ばれており、その先祖の最古は一七五三年（宝暦三）にまでさかのぼることができる。下江留の八幡社（文久二年再建）の石垣にも寄付者の一人として、源兵衛の名が刻まれている。第二に下小杉の岩本誠一家は『ゲンペイヤマ』と呼ばれており、家系図によると、一二一四年（建保二）にまでさかのぼりうるが、これは別系統のように思われる。

(四) 五郎兵衛 吉永の杉本繁家は五郎兵衛と呼ばれてきた。最古の先祖である五郎兵衛は、一六〇四年（慶長九）に没した。この家の総本家にあたる杉本権兵衛家は静岡市に転住しており、これが文安の請状記載のものと考えられる。

(六) 大石平左衛門 吉永の大石賢次家は、この地域において古文書類を最も多く所蔵している。これは代々藤衛門と呼ばれており、先祖は一四七二年（文明四）にまでさかのぼることができる。文安二年にかなり近づくが、平左衛門ではないから同一の家系であるとはいえない。

(七) 五郎左衛門 藤守の田中英男家は、祖父の代まで五郎左衛門を名乗ってきた。いまは水田化されたが、大井八幡宮の北に隣接して他から孤立したかたちで、屋敷跡が残り、子どもの遊び場となっていた。田中家はそこから小字榎ノ下へ移転し、これも飛行場敷地となったため、現在は小字西裏に居住している。第二次大戦中に満蒙開拓団に加わり、一九四九年に帰国するまでの一時期を除き、居住場所は変ったが、藤守地区から離れることはなかった。

田中家は藤守において、代々有力者の地位を保ってきた。大井八幡宮の宮座^⑤では座頭を勤めている。祭典のおりは、座頭が七度半の招きを受けたのち神社へ向かうというから、いかにも格式が高い。この家は三分家をもち、他にそれぞれ分家・孫分家をもつ田中姓が五系統あげられる。

われわれは藤守地区の曹洞宗大学寺^⑥が所有する過去帳、田中家に伝わる系図書および墓碑銘の三者を史料として、この家の系統をたどってみた。

大学寺の過去帳には、代々五郎左衛門の名が見いだされ、たいていは『五郎左衛門父』との注釈があって、同じ名を受

け継いできたことが判明する。それらのうち最古のものは次のごとくしるされてきた。

賢良院忠倫義孝居士 長享二申十一月三日田中五郎左衛門大先祖 同家古書ニ撰テ改

慧鏡院寂光智照大姉 文明十八年八月三日義孝妻

長享二年といえは一四八八年である。文安二年から四十四年しか隔っていない。

大学寺過去帳に記載された事実は、墓碑銘によっても確めることができた。さらに田中家に伝わる系図書は、もう少し古い時代のことを教えてくれる。

系図書の中では一四八八年(長享二)に没した義孝が正義としてしるされている。妻の没年月日が同一であるから、正義は正義の戒名と考えてよい。この正義の父は正之丞で彼も同じく五郎左衛門と呼ばれ、一四四八年(文安五)に没している。その先代も五郎左衛門で、没年は一四一五年(応永二十二)である。かくして文安二年の請状にしるされた五郎左衛門は、まさしく田中正之丞にほかならない。

このようにしてわれわれは、田中英男家の系統を辿って、文安二年の名主百姓との間を結ぶことに成功した。この藤守地区は、条里制施行期以後、居住地が連続してきたところである。田中家以外にも文安二年請状署名者との間を結ぶことがいくらかできる農家が残っている。^①史料さえあれば、十五世紀以前の時代にまで、散居農家の系統をたどることが可能ではなからうか。

この向榛原においては、文安の請状に署名はなくとも、いく世代をも重ねてきた古い散居農家が残存している。われわれは相川・上泉・西島・下小杉・吉永・藤守・下江留の各地区において、居住者の総本家〱本家〱分家関係を調査し、個々に系統を追うことにした。それらはいいて江戸時代初期までしかさかのぼれなかったけれども、それ以前の時期に到達しえたものが若干存在する。

下小杉地区では、十世代以上続く家が百六十戸中七戸数えられ、そのうち杉本家は、総本家が焼津市へ転住したけれど

も、他の本家・分家は十三戸が同じ地区に残っていた。杉本家の先祖は確認しえなかったが、同じ地区の岩本誠一家は総本家といわれ、系図書では先祖の岩本兵次が一二一四年（建保二）に没したことになっている。

いまは崇高にて郵便局長を勤める池谷忠次家は、代々清右衛門と呼ばれてきた。その先祖は一五七五年（天正三）に下小杉に來住し、一六二一年（元和七）に没している。しかもその本家にあたる池谷清右衛門は、徳川家康を助けて池谷の姓を受け、一五八三年（天正十一）に彼に召し出されている。^⑧

藤守地区において、江戸時代に大井八幡宮の神官を勤めていた片岡清太郎家は、小右衛門との通称をもち、その先祖は一五三七年（天文六）に没している。さらに明治維新以後に神官となった太田良碩治家は、過去帳によると、上総国から來住したもので、最も古い先祖は一九一年（建久二）に没しており、天明年間に至り、太田良姓を名乗った次第である。

このようにして、われわれは向榛原における居住者の系統を十二〜十三世紀にまで辿って行くことができた。

- ① 南禅寺文書、京大影写本。
- ② 文亀元年八月十五日、『南禅寺領所々目録』、南禅寺文書。
- ③ 黒田日出男、中世後期の開発と村落——南禅寺領遠江国初倉荘——、歴史学研究、三四六、一九六九。
- ④ 『南禅寺御領初倉庄江富郷嘉吉三年検地目録』（南禅寺文書）。ただし、藤内太郎は検地目録の藤内入道と同一人と仮定する。
- ⑤ 八宮座があり、そのうち四は空座である。田中家のほか座頭として
- ⑥ 多々羅・村松・太多良の各家があげられる。
- ⑦ たとえば文安請状の『助三郎』を油井家に、『太郎衛門』を池上政治家にあげることができるかもしれない。また、正留については、藤守地区において明治初年まで医師を勤め、のち他へ転住した橋本家が『正留』と呼ばれてきたことを、ここにしるしておく。
- ⑧ 池谷家旧記（プリント）

五 集落型の継承性

われわれはすでに、大井川扇状地における居住地のなかには、古代以来時間的に連続するものがあること、そこに住む散居農家の若干は十五世紀前半まで、ごく一部は十二〜十三世紀まで、その系統をたどりうることを明らかにしてきた。しかし、これだけでは現在見られる散居景観が、中世およびそれ以前の時期において成立し、それ以來同じ集落型が継承

されてきたことを主張しえない。この点は他の資料によって証明する必要がある。

集落型の継承性を究明するために、われわれは四つの方法を用いた。第一は質侶荘立券文案の分析、第二は向榛原の江富郷に関する嘉吉三年検地目録の検討、第三は散居農家が所有する土地の配列状態についての調査、第四は本家と分家関係の系統付けである。

一一二九年（大治四）の円勝寺領質侶荘立券文案によれば、二百十八字の在家が、三カ郷で最少限十二里の中に分布していた。それを経済的に支えたのが二百九町九段三杖（うち見作は百八十六町二段）の田と百二十六町四段二杖半（うち見作は七十五町五段二杖半）の畠である。したがって、一在家あたりの平均は、水田九段余、畑地一・二段余ということになる。ただし、在家の所在地が何ら示されていないのは残念である。

筆者がかつて明らかにした天龍川下流域における松尾神社領池田荘では、在家役負担者として、荘園領主による土地領有関係の末端組織を支える在家は、平均にして七町七段強の水田と三町三段弱の畑地を経営していた。その点から筆者は河川の乱流地域において、洪水から比較的に安全な微高地を占居し、在家をリーダーとして数戸づつの同族集団をつくり、小村もしくは小疎集村形態をとる集落の存在を、推定することができた。

かかる性格をもつ在家は、同じく平安末期であっても一一七一年（嘉応三）の立券状に関する。質侶荘の在家は、それよりも半世紀近く古い。したがって、群小の在家が領有体系の最末端において個々に領主につながっており、さほど階層は分化していなかったように考えられないだろうか。それぞれの在家が隷属者のものを従えていたとしても、嘉吉の検地目録にて明らかにされるような、ごく少数の公方散田作人的なもの、あるいは下人につながるものであったと思われる。

質侶荘立券文案に示された地域は、湯日川流域と坂口谷川上流域を除くと、大井川下流右岸の乱流域である。乱流域では網状流跡にて囲まれた微高地が見いだされ、そこにおける集落は現在もやはり分散型である。微高地は扇状地上位面を形成し、いくぶん段丘面化しつつある。やや巨視的な観点に立つと、かかる微高地は十数個のものが数えられる。その

うえ牧ノ原を開析する谷の居住グループが数個に分けられる。両者を合した二十数個のものが、質侶荘域内の居住地と考えてよからう。

かくして、質侶荘の在家は、ほぼ十字ほどが小村もしくは小疎集村を形成して、池田荘についてみたような微高地や、開析谷の丘陵麓を占居したものとみなすのが最も妥当であると思われる。

第二に、一四四三年（嘉吉三）の『南禅寺領初倉庄江富郷検地目録』を検討してみよう。

これはすでに黒田氏によって分析され、八十八・七石余の年貢高をもった者を最高とする上層ならびに下層の名主百姓、その下にある公方散田作人、さらに名主百姓に隸属する下人などから成る村落の階層構造はもとより、本田・新田・畠から構成される所有耕地、一筆の耕地規模から推定される『島』開発の状態が、明らかとなっている^①。

現存するのは下江留であって、江富郷ではない。しかし、検地目録には、宗高・六日市庭のほか、藤守境・小杉境・上泉境などと範圍を知るうえで好都合な地名がしるされており、それによって向榛原のなかでも現在の下江留・宗高の地区であることが判明する。この範圍内では、文書にあらわれた地名のうち、小池・天神森・山王田・堂嶋（堂正島か）は下江留に、荒原・白金・藪崎・宗高天神は宗高に、宇垂・焼橋は藤守に、それぞれ小字名として見いだされる。

検地目録に挙げられた四十五名主百姓のうち、屋敷免がしるされたものは、二十九である。その最大は八番小泉分の三段二丈で、また、本田十二町八段二丈九步、新田四町五段四丈十八步、畠四町八段二丈二十步を保有する最大の名主百姓、二番の大島は、屋敷免が一反四丈十八步となっている。この程度の屋敷内に下人層を居住せしめたものであろう。なかには一丈（六十步）とか三丈（百八十步）とかの小さい屋敷もある。かかる屋敷規模は、現在のものとさほどかわらない。

このような屋敷の村落域内における分布状態はどうであったか。

たとえば二番大島の水田のうち、二段一丈三十步は『藤内入道西』に、二丈と四丈とは『藤内入道屋敷北』に、また、十一番五郎衛門の水田のうち、二丈は同じく『藤内入道屋敷北』に存在する。したがって、荘園内ではもはや形がいはし

名 主	屋敷の規模	自己の屋敷に隣接する耕地	他人の屋敷に隣接することが明白な耕地	他人の屋敷に隣接* もしくは屋敷内にある耕地
1. 法 讚	2段2丈18歩	3丈(田, 屋敷ノ西)	1段2丈(田, 五三屋敷大宮西)	—
2. 大 島	1. 4. 18	—	{ 2丈, 4丈(田, 藤内入道屋敷北) 2段1丈30歩(田, 同上西)	3丈(田, 西宮大夫テ屋敷)
3. 四郎衛門	2. 0. 18	—	—	{ 1丈(田, 長キニ屋敷) 2段(田, 二姓三味屋敷) 1町1段24歩(田, 弥七屋敷ノ内) 4丈6歩(田, 出口上平四郎屋敷)
4. 十郎衛門	3. 2. 0	1丈(田, 屋敷前河端)	2段丈8歩(田, 六日市庭屋敷北)	—
5. 藤兵衛	1. 4. 0	1段丈31歩(田, 屋敷北)	—	—
7. 安立分	0. 1. 0	—	1段1丈5歩(田, クイツキ屋敷西添)	—
8. 小泉方	2. 2. 0	1段1丈28歩(田, 屋敷西)	1段10歩(田, 弥藤五入道屋敷北)	—
9. 大塩二郎 左衛門	1. 4. 0	—	1段(田, 下野屋敷東)	—
11. 五郎衛門	0. 1. 12	—	2丈(田, 藤内入道屋敷北)	—
12. 道後入道	2. x. 0	—	—	2丈12歩(田, カチ屋敷)
15. 道永入道	2. 0. 0	—	—	1段丈17歩(田, クイツキ屋敷)
16. 正 範	0. 1. 22	—	{ 4段(田, 藤田屋敷東) 1段(畠, 屋藤□屋敷前)	3丈(畠, 倉屋敷)
18. 行 一 名	0. 4. 28	2丈(田, 屋敷前)	—	—
21. 源兵衛	0. 2. 0	—	—	1丈(田, 新屋敷)
24. 二郎衛門	—	—	—	1段(田, 北屋敷)
25. 三郎衛門	—	—	1丈10歩(天王田当宗高屋敷西)	—
26. 吉祥庵	—	—	2段丈29歩(田, 宗高与三家前)	—
35. 大宮別当	—	—	—	1町(田, 江戸屋敷)
36. 孫左衛門	1. 1. 0	1段4丈(畠, 屋敷北)	—	—

* 屋敷名のみあけて、北・西など方向を示さない場合も、おそらく隣接するものと考えられる。

大井川扇状地における散居集落（谷岡）

現在の戸主	文安請状	水田		畑地		雑地		宅地	
		小字数	筆数	小字数	筆数	小字数	筆数	小字数	筆数
大畑栄	大島	4	29	4	21	7	13	1	7
加藤重之	藤兵衛	7	43	—	—	2	10	6	28
田中英男*	五郎左衛門	6 (3)	28 (15)	— (4)	— (7)	—	—	— (1)	— (2)

* 開拓団として満洲へ渡ったため、戦時中の所有地はほとんどない。()印は現在。

ていた『名』としての藤内入道に関する屋敷は、北と西とを水田によって取り囲まれていたことになる。また、七番安立分の水田のうち一段一丈五歩は『クイツキ屋敷西添』に、十五番奥嶋の道永入道の水田のうち一段丈十六歩は『クイツキ屋敷』に見いだされる。したがってクイツキ屋敷についても、水田に隣接した散居農家の姿が思い浮べられよう。

このように、自己または他人の屋敷のすぐそばに耕地が存在することを明確に示す例が、検地目録にはかなりの数に及んでいる。それらを表示すると、前ページのごとくである（ただし、宗高天神前、押越薬師前などと社寺に隣接するものは除く）。

検地目録に示された名主百姓の四二パーセントは、上のように自己または他人の屋敷に隣接し、あるいは荒廃した屋敷内に存在する耕地を保有している。これは現在と同様に、江富郷の集落がかなり散居的であることを示すものと考えられる。

しかもかかる景観は、各名主百姓がかなりの新田を保有することから知られるように、開発の進行過程において生じ、いったん形成された集落型は後代へと継承されていった。

一三八七年（至徳四）の南禅寺領遠江国初倉庄勘落注文^②にあげられたごとく、河原新田を含む江富・吉永・鮎河（現、相川）・藤守の諸郷、上泉・河尻（現、川尻）の二村についても、一三〇〇年（永仁七）の文書^③に示された南禅寺領初倉庄についても、同様な集落景観と開発の状況が考えられよう。それよりも一七〇年古い質侶荘においても、在家たちが上と類似の集落形態をつくって居住し、開発もしくは再開発を行っていたのではなからうか。

第三に村落域内における所有地の配列状態はどうであらうか。この点についても、向藤原の諸村落において居住の歴史が古いと思われる若干の散居農家を選んで検討しよう。

前ページの表は、文安二年請状に記載された名主百姓につながると思われる農家について、第二次大戦中における土地所有状態を、閉鎖名寄帳によって調べたものである。

これによると、所有地はある程度まで分散しているが、村落の社会生活にとり基礎的な単位をなす大字の範囲外には、出ないことが判明する。多くの小字にまたがらないのも、所有地が住居からあまり離れないことを意味するものである。これらの状態を地図の上で確かめるために、文安二年請状にみえる江富郷の源兵衛の系統を引く川村家の本家について、できるだけ古い時期の土地所有状況を調べてみた。この本家は明治期に川村弥平を名乗っていたが、その後東京へ移住し、屋敷跡が残るのみである。大字は下江留の西に隣接する相川で、大井川に沿っている。

一八九六年（明治二十九）の土地台帳によると、川村弥平は、相川地区内に十七町六反八畝二十九歩を、大井川の堤外地に一町三畝二歩を所有する大地主であった。それらの分布を地図に示すと、第五図のごとくになる。なお、この地図には川村家の本家のほか、正保年間（一六四四～四八）にまで先祖をさかのぼりうる滝井家（本家は現在、酒造太郎）と一七二八年（享保十三）までそれが可能な木村家（本家は現在、二郎）の元屋敷および本家と分家関係を示しておいた。

川村弥平家は、自宅のまわりに二つの分家と耕地をめぐらせ、その所有地は街路村付近をのぞいて、ほとんどの小字に分布していた。嘉吉三年の検地目録が示したものと同様に他人の屋敷の前まで所有する場合もみられる。川村家の所有地は本来的には屋敷周辺にまとまっており、若干が各所に分散していたもので、屋敷からひどく離れたところは、土地集積の過程においてこの家に属するに至ったのである。とはいうものの、ある程度までもとから錯雑形態であったことは認められねばなるまい。

われわれはすでに、嘉吉三年の検地目録について屋敷のあり方を検討したが、その間におのずから、屋敷と所有地との配列関係が明らかとなってきた。四十五名主百姓の経営地は、同じ『江富郷』内に存在し、いくつかの小字に分かれていた。

たとえば最大規模の二番大畠の場合に、本田は四十三小字五十六筆、新田は九小字十二筆、畠は八小字十七筆にそれぞれ分散しており、それにつく規模の七番安立分(本田十町二段二丈三十五歩、新田二町四段三丈、畠六段二丈四十八歩、屋敷免一段)の場合は、本田が二十一小字二十二筆、新田は二小字二筆、畠は四小字四筆となっている。

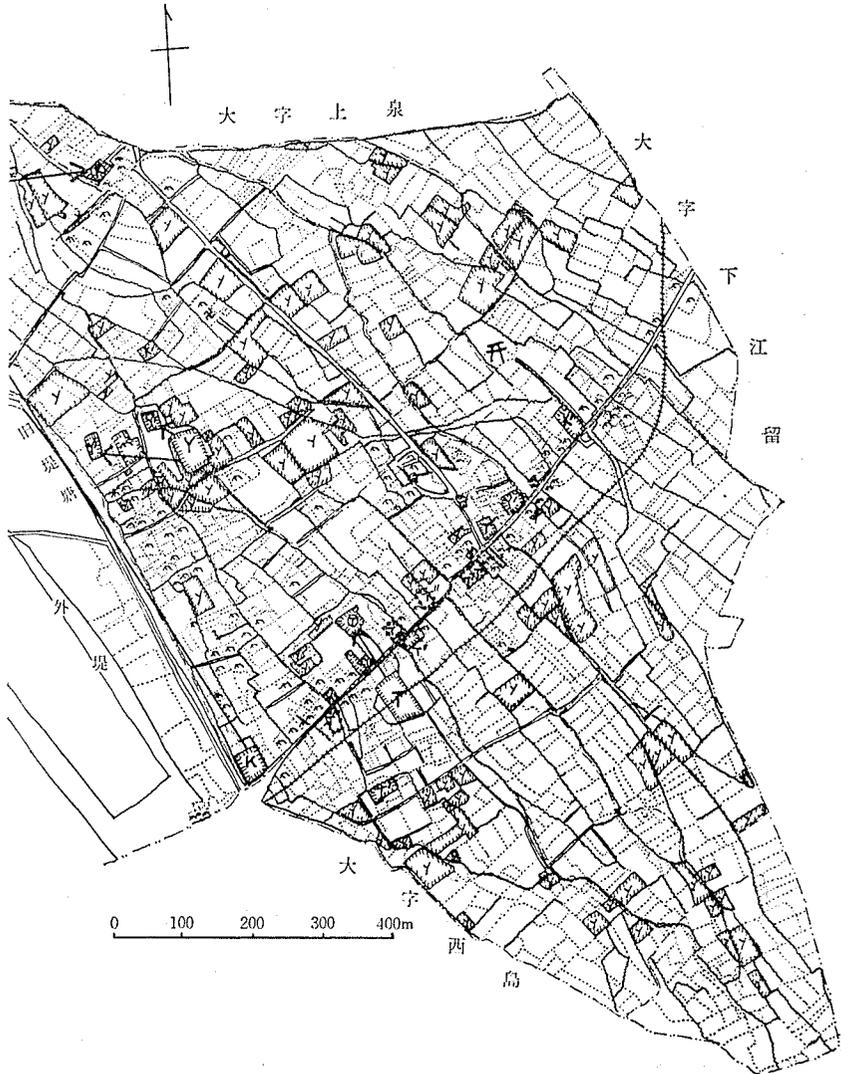
すなわち、扇状地村落における散居農家の土地配列状態は、すべてを自己の屋敷の周辺にまとめるのではなく、他人の屋敷近くまで進出するなどして、ある程度まで錯圃形態をとり、しかもそれらは村落の支配する範囲(今日の大字)外に出ることはなかった。かかる点では、嘉吉当時も現在もさほどかわりがないことになる。なお、嘉吉の場合は現在とちがって小字の含む範囲が狭く、したがって外見上は保有地の分散が著しく見えることに注意する必要があるだろう。

純粹の分散(parcellément)型集落が、自宅の周囲にすべての農地をまとめるのが原則であるとすれば、大井川扇状地の場合は、典型的な散居ではない。錯圃的であることからみて、かなり居住密度の高い散居集落、もしくはルーズな疎集村ということになる。そこには、密集村の場合とさほど異なるない村落共同体的なものの存在が想定されよう。

第四に、向榛原の諸村落から若干の古い農家を選びだし、それらの本家と分家関係を考察してみよう。われわれはこの点を上泉・下江留・相川・上小杉・下小杉・西島・藤守・吉永について調査したが、そのうち上泉の三総本家に関するものをここにかかげたい。

すなわちまず、福与卯吉家は、一六二〇年(元和六)に没した先祖から数えて十五代目で、仁左衛門とか『下の旦那』とか呼ばれ、四分家をもっている。第二の山下扁雄家は、一六七二年(寛文十二)に没した先祖から数えて十三代目で、七右衛門(ただし、先祖は九郎左衛門)と呼ばれ、四分家三孫分家をもつ総本家である。第三の山下利治家は、一六八九年(元禄二)に没した先祖から数えて十二代目で、代々、次郎兵衛と呼ばれ、四分家一孫分家をもっている。

第六図によると、総本家もしくは本家の屋敷自体が村域内を移動してきたこと、分家は本家よりかなり離れたところに行なわれる傾向の強いことがわかる。このようにして、家屋密度は高まるけれども、密集村とはならず、散居の集落



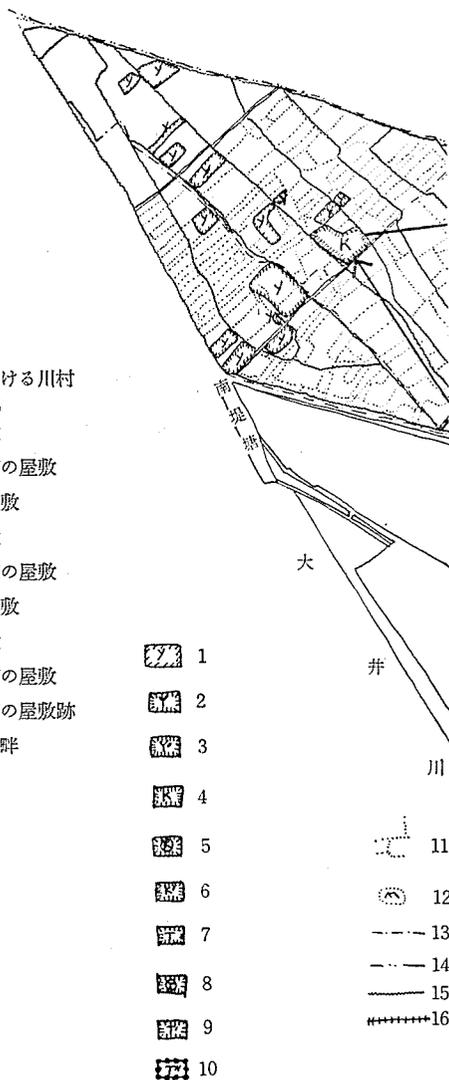
明治29年における所有地の分布と川村・木村・滝井家の本家～分家関係

大井川扇状地における散居集落（谷岡）

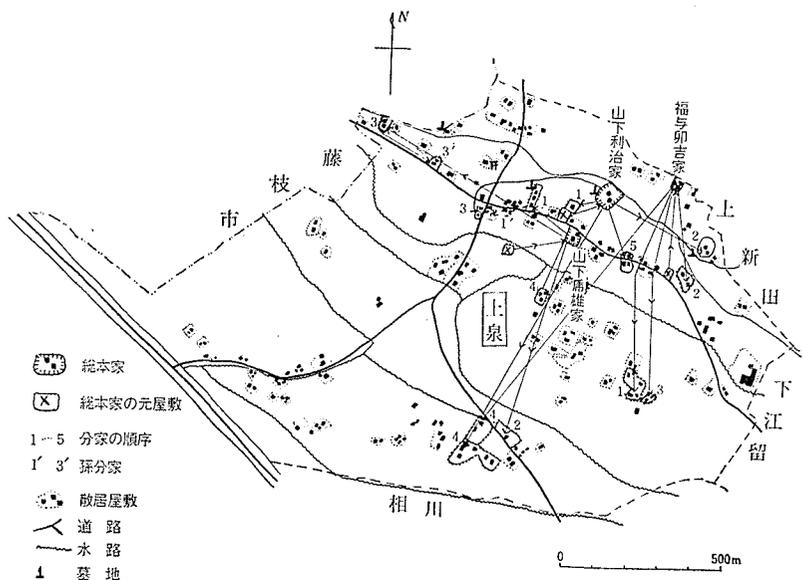
型がいく世代も継承されていった。
 大井川扇状地における分家については、ほぼ次のような原則が守られてきたように思われる。この点は、北上川流域や礪波地方のものに共通している。

(一) 同じ大字内、できれば同じ組くみ内に分ける。
 (二) 同じ大字内ではできるだけ遠方に分ける。とくに微高地の畑地に分ける。

1. 明治29年における川村 弥平の所有地
2. 川村家の屋敷
3. 川村家、分家の屋敷
4. 木村家の元屋敷
5. 木村家の屋敷
6. 木村家、分家の屋敷
7. 滝井家の元屋敷
8. 滝井家の屋敷
9. 滝井家、分家の屋敷
10. 滝井家、分家の屋敷跡
11. 耕地とその畦畔
12. 宅 地
13. 小字界
14. 大字界
15. 水 路
16. 私 鉄



第5図 相川地区、川村弥平の



第6図 向榛原，上泉における福与家および山下両家の本家～分家関係

- (三) 水利系統では本家の下流に分ける。
- (四) 本家の裏側に分ける（表側に分家させると本家がつぶれるという伝承がある）。
- (五) 街道沿いに分ける。
- なお、第五の原則は、街道集落すなわち散居地域における商業中心の発達を促進させるものである。
- 以上のような原則に従って分家が行なわれると、全体として大字内の居住密度は高まるが、集落としては散居型が継承されていく。
- 分家が増加すれば大字内が屋敷によって充満することにならないか。しかし、このような恐れはほとんどないとみてよからう。というのは、街路集落の発達、他地域もしくは地方都市への転出がみられるからである。この地域では、しばしば『カドをもらう』といって、他への転出者や廃絶した本家の屋敷跡が受け継がれている。同様なことは、天龍川下流域においてもみられた。
- 分家はしばしば『地分け』とも呼ばれる。本家の所有地が分割されるからである。このようなことは近世を通じて行なわれてきた。それを史料によって示そう。

分地家

- 一、田拾耆町三反五畝歩 多々良惣右衛門
- 一、田七町貳畝歩 多々良伊右衛門
- 一、田七町五畝三步 多々良四郎左衛門
- 一、田七町八畝歩 多々良与兵衛
- 凡田三拾貳町五反三步
- 天明三辛卯年

多々良与右衛門 吉實（花押）

分地 代々譜代之書

- 一、高拾五石 太田良太左衛門 ㊦
- 此者□遠州川崎生之者召仕之上□□
- 一、高拾五石 太田良孫四郎 ㊦
- 一、高八石 太田良孫右衛門 ㊦
- 一、高八石 橋本喜市 ㊦
- 一、高八石 森田紋右衛門 ㊦
- 一、高八石 太田良金助 ㊦
- 慶安四年辛卯年八月日

太田良与右衛門 吉信（花押）

右に見られるように、多田良・太田良両家とも長子に多くを与えて、次子以下はできるだけ均分する方法をとっている。世界的にみると、散居地帯に多い長子相続の原則に立ちながらも、均分相続の妙味を生かしている。

以上により、大井川下流域の扇状地においては、開発→荒廃→再開発の過程を通じて居住密度の変化が生じ、また、個々の農家にとって社会階層の浮沈があつたにせよ、歴史の諸時期を通じて、分散もしくはルーズな疎集村の形態をとる集落型が継承されてきたことがわかる。しかし、そのような集落型を支えてきた米作社会は、ヨーロッパの散居集落とはおのずから異なるように思われる。

われわれはすでに、土地所有の錯圃形態に関して、一種の村落共同体的なものの存在を想定した。それ以外にも、散居農家が大字ごとに強い社会的紐帯によって結ばれている事実を示す多くの資料がある。

たとえば、近世を通じて集落群ごとに、大井川の護岸工事を行なうための水防役と、助郷役とを隔年交代に出していたことがあげられよう。とくに水防は、村落の共同体的性格を強めるうえで大きな役割を果たしてきた。

そのほか、この地域では古い隣保組織として十戸組が存在した。実際には十数戸がグループをなすもので、それを単位として、お日待ち・庚申講・伊勢講・秋葉講の行事や、冠婚葬祭・家屋新築の手伝い、道普請・川さらえなどの村落生活に必要な相互扶助が行なわれてきた。今日、向榛原では川尻とともに養鰻業が盛況を呈してきたが、それに伴う共同作業には、こうした旧十戸組の慣行を思わしめるものがある。

このような村落の共同体的性格と、もう一つは市場町への進化の方向を辿る街道集落のルーラルセンターとしての機能に助けられ、個々の農家は自己の経営する農地に近づき、安んじて分散し、その集落型をいく世代にもわたって継承しえたものであろう。

① 黒田日出男、前掲。
② 南禅寺文書。

③ 南禅寺文書。
④ 太田良碩治家文書。

ール・ドゥマンジョンの分類^①が全世界に通じるものならば、大井川扇状地における散居集落は、古代の一次的分散というよりは、集村の間に挟まれていく挿入された分散 *dispersion intercalaire* のタイプに属するように思われる。それは広域に卓越するのではなく、開拓縁辺帯において特徴的なものである。

① Demangeon, A.: *La géographie de l'habitat rural*, Ann. de Géogr. Nos 199 et 200, 1927.

この研究は文部省科学研究費総合研究『散村の起源と構造に関する歴史地理学的研究』によったものである。当時の調査に協力された野田只夫・乾幸次・大迫輝通・日下雅義・渡辺利得・早瀬哲恒・福田徹・坂口慶治・池田碩・河内源一・大橋健・小坂三千子・上田洋行・辻文男・浅野幸彦・松本正之・津田弘毅・疋田英昭の諸氏、大井川町・金谷町・島田市・藤枝市の当局ならびに教育委員会・市史編纂室の方々、図版の作製に助力された岡田美津子さんに厚く感謝する次第である。

(立命館大学文学部教授・
)

A Dispersed Settlement in the Ōhi River Fan
—Some Aspects of its Origin and Continuity—

by

T. Tanioka

There can be found a typical landscape in the boundary area between Suruga 駿河 and Tōtōmi 遠江. And it has been assumed that such a settlement-type has its origin in the early modern age. In this article I investigated this problem from three view points; that is, the continuity of the settlement area, pedigrees of the settlers and succession of the settlement-type. As the result of that investigation I found it out that in this fan man continued to live in just the same dispersed settlement from the early times. I think that type of the settlement existed not only after the first half of the fifteenth century but also before that time. The dispersed settlement of Japan which belongs to the type of the *dispersion intercalaire* appeared as the form not distinct from the amalgamated settlement in the ancient time and showed itself as reclamation work went on in the pioneer fringe in which remote manors was set up.

The Controversy on the Legitimacy of the
Southern Dynasty and the Northern Dynasty

by

S. Yamamoto

The controversy on the legitimacy of the Southern Dynasty and the Northern Dynasty was a very serious event that dealt with problem of the *national polity* straightly, then developed from an academic problem into a political one, and threatened to become a fatal issue to Katsura Cabinet.

Henceforth, this problem has been considered mainly as that of the history of the ideas. In this article, however, focusing on the activity